2018年度(平成30年度) 事業計画(案)

1. 2018年度事業の基本方針(案)

移動サービスネットワークみやぎの活動目的を本年度も、[移動サービスの提供、または、サービスの提供を計画している非営利団体が、相互に協力して移動サービスの向上と普及を図り、情報交換とネットワーク活動により「だれでも、いつでも、どこへでも」移動できる社会の実現に寄与すること]として定め、今後も引き続き移動困難者の立場にたって、移動サービスを推進することとします。

すべての自治体で総合事業が導入されましたが、これまで追求してきました「訪問型サービスD」は、県内においてはあまり広がりを見ておりません。

制度設計の問題や交通事業者との調整もあると思いますが、なんと言っても自治体の意思や主体性にあると考えられます。自治体が主体的に推進しなければ、交通と福祉の連携が求められる移動困難者の移動・外出支援は前には進みません。地域のなかでどれだけの移動ニーズがあるか。また、移動ニーズを担う社会資源はどれだけあるか。今後の移動・外出支援の環境整備をする上での課題はなにか。自治体はここをしっかり押さえる必要があります。

移動困難者の移動を支える、福祉有償運送の既存の移動サービス団体が活き活きと活動できる環境整備も必要です。

介護保険等のフォーマルサービスの運営が厳しい中、インフォーマルサービスである 福祉有償運送を継続・拡大をするためにも、団体同士の交流も必要であると考えられます。 団体同士か助け合い、フォローし合ながら移動サービスを継続的にすすめていく。

地域の連携を強めることで解決できることもあります。今年度は、このような集まりの場をつくり、さらなる連携強化を図ります。

高齢者の重大事故の増加を受け、認知症対策を強化した道路交通法の改正がなされました。免許返納者が増大するなかで、公共交通機関が充足していない、もしくは撤退している地域では自動車がなければ生活できません。そのためには、交通空白地有償運送や登録不要の運送整備は今後さらに重要になります。

全国移動ネットとの連携活動として、国土交通省か設置した「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の「中間とりまとめ」後も国土交通省や厚生労働省にたいする制度改善にむけた提言の取り組みを連動活動として、取り組んでいきます。

東日本大震災後7年をむかえました。移動困難者の日常的な支援環境をつくるために も、地元の事業者と現況をうけとめ、ひきつづき活動につなげていきます。

以上のことを中心として取り組みながら、情報の共有と発信では、ホームページのリニューアル化、認定講習事業として、福祉有償運送運転者講習、インストラクターの養成、新しく移動サービス活動に取り組む事業所に対する相談事業と会員の組織化に取り組みます。

2、具体的な事業計画

(1) 支援センター運営

「一一一」	
項目	内容
1)情報収集及び発信	○ホームページリニアール、メールの発信
2) 認定講習の実施	年6回(開催最低受講者数条件 8名)
	5月、7月、9月、11月、1月、2月
	仙台地区・塩釜地区・石巻地区・仙北地区・仙南
	地区で開催
3) 相談、協力、支援	○ウェルフェア 2018 の 参加取り組み
	○相談・支援活動
	○会員拡大活動
4) 政策提言	○宮城県、各市町村との意見交換会
	((訪問型サービスD等)
	○全国ネットと連動
5) 各種研修会	○生活支援サービス(訪問型サービスD)について学習会
	○有償運送運転者講習インストラクター養成講座
	(仙南・仙台市・仙北)
	○運転者フォローアップ研修
	○ディサービス等送迎運転者講習
	○各団体への研修
6) 震災復興支援活動	○被災団体への支援
7)調査活動	○移動サービス実態調査

(2) 組織関連活動

1)総会開催	・通常総会(7月上旬)宮城県 NPO プラザ予定
	・年2回
2) 理事会開催	9 月
	3 月
	その他必要の都度